

[事案 2019-289] 新契約無効請求

・令和2年12月28日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年12月に契約した外貨建個人年金（契約①）および同29年8月に契約した外貨建個人年金（契約②）について、以下の理由により、契約①は既払込保険料と解約返戻金との差額を、契約②は既払込保険料をそれぞれ支払ってほしい。

- (1) 募集人から、元本は保証されると説明を受けた。また、意向確認書は、本文を隠された状態のまま署名と日付の記入のみを求められただけで、確認欄のチェックは募集人が行った。
- (2) 契約締結前交付書面による説明はなかった。
- (3) 契約当時は無職だったが、募集人から、職業欄に無職と書くと契約できないと言われ、募集人の指示を受けて農業と記入させられた。
- (4) 募集人から、後日、保険会社から連絡が来て、リスクの理解について確認されることがあっても、「すべて分かっています」と答えるよう指示された。
- (5) 意向確認書のお客様控のチェック欄が空白である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレットや設計書等を用い、十分な時間をかけて契約内容を正しく説明した。募集時および申込手続時には、保険会社の元営業職員である申立人の母も同席し、意向確認に際しては、募集人が一項目ずつ読み上げて確認し、募集人がチェックマークを付けた。
- (2) 契約締結前交付書面については、設計書等を使って既に行なった説明内容と重複するため説明は省略したが、交付はしている。
- (3) 申込当時、申立人は職に就いていなかったため、職業欄に無職と書いたら契約できないと思われ、募集人は、申立人宅前の菜園を目にして、咄嗟に農業と書くようアドバイスした。
- (4) 保険会社からのリスクの理解度の確認に対して、「すべて分かっています」と答えるよう教唆していない。
- (5) 意向確認書のお客様控のチェック欄が空白であることは認める。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人が無職であることを知りながら申込書の職業欄に「農業」と記載させ、この行為は、事実とは異なる職業を記載することにより、保険会社の担当部門を誤信させ

て契約を引受けさせようという故意のあったことが推認されることから、看過することはできない。

(2) 募集人は、契約①②の募集時に、契約締結前交付書面を用いた説明をせず、同書面は、申込手続の直前または直後に、一連の書類とともにケースに入れて申立人に手交しており、本件における情報提供は不十分であったと言わざるを得ない。

(3) 募集人は、意向確認書における「特にご確認いただきたい事項」を正確に説明することなく、「要所要所を抜いた形で」（募集人の事情聴取）伝え、チェックも募集人自ら行った。さらに募集人は、契約②について、意向確認書お客さま控のチェックボックスを空欄のまま申立人に交付しており、本件の募集は、意向確認を軽視していたものと評価されても致し方ないように思われる。